

社会福祉法人黒潮福祉会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年10月 1日～令和11年 9月30日までの 5年間

2. 内容：育児休業・有給休暇の取得率を目標以上の水準にする

目標1：男性職員・・・取得率50%以上にすること（産後パパ育休含む）
女性職員・・・取得率100%にすること

<対策>

- 各年 4月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握
- 各年 6月 問題点や改善点の有無について職員会で検討
（問題点があった場合）代表者会で改善のための取組を検討し、実施する
- 各年 随時 該当職員に対して面談、制度等の詳細説明を行う

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 各年 9月 拠点毎で年次有給休暇の取得状況を把握する
- 各年12月 各部署において年次有給休暇の取得日数が少ない職員に対して、取得計画を策定する